

令和 8 年度国立研究開発法人理化学研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人理化学研究所（以下、「理研」という。）は、事業及び事務の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和 8 年度の調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

（1）理研における調達について

理研は、我が国で最大規模かつ最高水準にある、自然科学全般に関する総合的研究機関であり、常に世界トップレベルの研究成果の創出を目標とし、優れた研究環境や先進的な研究システムの整備に努めるとともに、研究開発能力を強化し、新たな分野を切り開く努力を行っている。理研だからこそ取り組める課題を明確化し、理研だからこそできる研究を実践することにより、科学と社会との相互の信頼が深まることで、互いにつながっていく場となることを目指し、そこで成果を出すことで、社会から信頼され社会との好循環ができ、未来に向けた成長につなげたい。そのために、研究で必要となる機材等の調達においては、公正性・透明性を確保しつつ、理研の研究開発業務の特性を考慮した合理的で適切な調達を行うよう努めている。すなわち、契約については、原則として一般競争入札等の競争性のある契約方式によるものとし、事業及び事務の特性を踏まえつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んでいる。一方で、一般競争の手続きに付している調達の中に、随意契約で処理するのが適当なものがないか、仕様内容を精査し、随意契約の事由に該当すると考えられた案件については、公正性、透明性を十分に確保するため、全件契約審査委員会による事前審査の上、妥当と判断されたものは随意契約とした。限られた時間内での審査件数が年々増加していることから、事前審査の精度の確保・維持を図りつつ、委員の負担軽減に考慮した審査体制とするため、契約審査委員会の下に作業部会を設置し、1,000万円未満の事前審査を分掌している（これにより、理研全体の随意契約理由の判断向上・記載の標準化にも貢献）。また、随意契約を含む全ての案件で「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成21年11月17日閣議決定）」を受け設置した監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会による点検も受けている。

（2）令和 7 年度の調達全体像

第 5 期中長期計画期間が開始となる令和 7 年度においては組織改編を実施し、地区ごとに調達業務を担う部署を設置していたところを、本部直系となる組織編制とするとともに調達業務の全体調整を担う課を設置することで、経営方針が本部から現場に浸透しやすくするとともに、現場のニーズを本部で把握し、必要な対応を機動的に行い業務支援の水準の統一を図りやすい体制とした。理研における令和 7 年度の契約状況は表 1 のとおり、少額随意契約基準額を超える契約件数は 2,425 件（対前年度 1,007 件減少）、契約金額は 1,505 億円（対前

年度 775 億円増加)であった。このうち競争性のある契約は 1,576 件 (65.0%)、1,116 億円 (74.2%) であり、競争性のない随意契約は 849 件 (35.0%)、389 億円 (25.8%) となっている。令和 6 年度と比較して、競争性のない随意契約の合計件数は 286 件減少したが、全体に占める割合でみると、1.9 ポイント増加した。この率の増加は、一般競争の手続きに付している調達の中に、随意契約で処理するのが適当なものがないか、仕様内容を精査し、随意契約の事由に該当すると考えられた案件は、随意契約理由等を契約審査委員会で審議の上、妥当と判断されたものは随意契約に変更するなど、案件の特性に応じて、適切な契約方式を採用した結果と考えている。

表 1 令和 7 年度の理化学研究所の調達全体像 (単位：件、億円)

	令和 6 年度		令和 7 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	2,264 (66.0%)	443 (60.7%)	1,546 (63.8%)	1,105 (73.5%)	△718 (△31.7%)	662 (149.4%)
企画競争・公募	33 (0.9%)	6 (0.8%)	30 (1.2%)	11 (0.7%)	△3 (△9.1%)	5 (83.3%)
特例随意契約	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
競争性のある契約(小計)	2,297 (66.9%)	449 (61.5%)	1,576 (65.0%)	1,116 (74.2%)	△721 (△31.4%)	667 (148.6%)
競争性のない随意契約	1,135 (33.1%)	281 (38.5%)	849 (35.0%)	389 (25.8%)	△ 286 (△25.2%)	108 (38.4%)
合 計	3,432 (100%)	730 (100%)	2,425 (100%)	1,505 (100%)	△1,007 (△29.3%)	775 (106.2%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の () 書きは、令和 7 年度の対令和 6 年度伸率である。

(注 3) 競争入札等には、競争入札を実施したが落札に至らず、交渉の結果随意契約としたものを含む。

(3) 令和 7 年度の一者応札・応募状況

理研における令和 7 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、一者応札・応募の契約件数は 1,273 件 (81.2%)、契約金額は 608 億円 (55.6%) である。令和 6 年度は 1,876 件 (81.8%)、契約金額は 329 億円 (73.9%) であったので、件数の割合は 0.6 ポイント減少した。理研は、独創的・先端的な研究機関であり最新の技術を取り入れたものや、世界最高水準の高度な技術を要求することから、対応できる業者が限られることが多いという事情もあり、令和 4 年度まで一者応札率が微増傾向であったが、従来からの取組に加え、調達担当者が業者を探して声掛けを行う取組を継続実施したことにより、令和 5 年度から減少傾向に転じており 3 年連続での改善となっている。

表2 令和7年度の理化学研究所の二者応札・応募状況

(単位：件、億円)

		令和6年度	令和7年度	比較増△減
2者以上	件数	416 (18.2%)	295 (18.8%)	△ 121 (△29.1%)
	金額	116 (26.1%)	486 (44.4%)	370 (319.0%)
1者以下	件数	1,876 (81.8%)	1,273 (81.2%)	△ 603 (△32.1%)
	金額	329 (73.9%)	608 (55.6%)	279 (84.8%)
合 計	件数	2,292 (100%)	1,568 (100%)	△ 724 (△31.6%)
	金額	445 (100%)	1,094 (100%)	649 (145.8%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、令和7年度の対令和6年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

1. の現状分析及び理研における調達特性を踏まえ総合的な検討を行った結果、法人の使命である「研究成果の最大化」を推進するために、以下、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 随意契約に関する取組

随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月閣議決定）」において、「一般競争入札を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること」との方針が示されたことに基づき、総務省が示す随意契約によることができる具体的なケースを踏まえ、研究所の研究開発業務の特性を考慮した適切な調達ができただかを検証する。また、多様な調達に対応するため以下の調達方式も活用する。

【少額随意契約基準額を超える契約案件に占める競争性のない随意契約となった案件が随意契約として適切なものであったか。また、下記方式の効果も検証する。】

① 企画競争方式

発注する業務に関する企画提案や技術提案を広く公募し、その提案内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約相手として選定する企画競争を実施する。

【随意契約における企画競争方式を実施した結果、提案内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約相手とできたか具体的事例をもって検証する。】

② 随意契約の事前確認公募方式

専門知識や経験、特殊な技術等が不可欠な案件について、特定の者との随意契約による契約を締結する場合に、事前に案件の仕様書を公表して、業務の実施に必要な要件を明示することで、契約締結を予定している者以外で当該業務を実施することができる者の有無を確認することにより、競争性及び透明性を確保する。

【随意契約の事前確認公募を実施した件数、また、随意契約の事前確認公募を実施した結果入札へ移行することとなった件数等を把握するなど、競争性及び透明性が確保できたか検証する。】

(2) 一者応札・一者応募に関する取組

【競争入札に占める一者応札・応募の件数を、以下の施策を着実に実施することで低減に努める。また、以下の施策の効果を検証する。】

① 調達情報公開の継続

入札希望者が調達内容の詳細を容易に取得できるように理研のホームページ上に調達情報を掲載し、仕様書等をダウンロードできるようにしている。

また、希望する業者に対しては、入札情報の自動配信サービスも実施している。

今後も入札希望者が調達内容を把握できるよう調達情報の公開に努めていく。

【ホームページ上に調達情報の掲載を行ったか。入札情報の自動配信サービスを実施したことでの業者からの関心等効果の検証】

② 公正性、競争性の担保

調達要求元が仕様書を作成する際に、過度な制限や一者偏重（特化）になることを避け公正性、競争性を担保するために、適正な仕様書の作成を行うよう啓発に努める。

【仕様書の作成に関する注意、啓発等の回数】

③ 入札参加要件の緩和

競争参加者に対して求める実績については、調達対象分野における経験及び技術力の確保を目的とした実績要件から、可能な範囲で必要最低限の経験及び技術力の確保を実績要件とするよう緩和に努める。

【入札参加の緩和を行った件数】

④ 公告期間の確保

理研の契約事務取扱細則においては、「一般競争に付そうとするときは、入札期日の前日から起算して少なくとも 10 日以前に掲示、その他の方法により公告するものとする。」と定められているが、実際には、「止むを得ない場合を除き、業務日で 10 日以前に公告する。」こととして、応札者が十分な準備期間を確保できるよう配慮している。

今年度も引き続き、案件ごとの特殊性も考慮の上、より適切な公告期間の確保に努める。

【業務日で 10 日を超えて公告期間を確保した件数、業務日で 10 日間とした件数、公告期間の短縮を行った件数を比較しより長く確保したか検証する。】

(3) 単価契約及び一括契約の締結促進の取組

随意契約の件数を削減し、効率的な予算執行を実施するため、消耗品や耐久消費財、役務等について、単価契約及び一括契約の締結を促進するとともに、調達の集約効果による事務業務の負担軽減を目指す。

【単価契約及び一括契約による調達を業務効率の向上につながるように検討した上で

実施し、効果について検証する。】

(4) ICT（情報通信技術）の活用

Web 調達等 ICT を活用することで、契約手続きの効率化を目指す。

【ICT の活用により調達の簡素化等業務が効率化されたか検証する。】

(5) 環境負荷の少ない物品等の調達

環境物品等の調達の推進を図るため、可能な限り環境負荷の少ない物品等の調達を目指す。

【環境負荷の少ない物品等の調達を可能な限りできたか検証する。】

(6) 物価高への対応（価格転嫁・取引適正化）

物価高への対応として、予定価格は最新の実勢価格を踏まえた積算に基づき作成し、また契約の途中での労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格への変化が生じた場合には、契約金額の変更の要否について検討し契約変更を行う等政府の諸施策との整合性を取った対応に努める。

【物価高への対応（価格転嫁・取引適正化）に取り組めたか検証する】

(7) PFI 事業の活用について

本部・事務棟整備等事業においては PFI 事業を引き続き活用する。新たに取り組むべき施設等は当面は想定されていないが、該当する施設等が出てきた際は PFI 事業の活用も含めて適切な調達方法を検討する。

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 発注権限の遵守

理研においては原則としてすべての発注は調達担当部署から行う。

【諸規程に基づき、適正に運用したか。】

(2) 随意契約に関する内部統制の確立

少額随意契約基準額を超える随意契約案件については、事前に契約審査委員会において、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との合規性の観点から適否の審査を受ける。

【諸規程に基づき、適正に運用したか。】

(3) 調達担当部署による納品確認の徹底

検収にあたっては、調達担当部署（納品確認センター及び納品確認スタッフ）による納品確認を実施しており、不正防止の観点からこれを確実に実施する。

【諸規程に基づき、適正に運用したか。】

(4) 公的研究費の不正使用防止のための取組

研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、調達手続の枠組みを調達担当部署で共有するとともに、所内へ周知徹底する。

【調達担当部署間で共有を行ったか。所内へ周知を行ったか。】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、調達担当理事を総括責任者とし、調達部として調達等合理化に取り組む。

(2) 契約監視委員会

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して「契約状況の点検・見直し方針」（平成 21 年 11 月 26 日理事会議決定）に該当する個々の契約案件の点検・見直しを行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、理研ホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

以 上

令和7年度調達等合理化計画自己評価

NO.	計画	評価指標	自己評価
1	2.重点的に取り組む分野 令和7年度調達等合理化計画1.の現状分析及び理研における調達の特性を踏まえ総合的な検討を行った結果、法人の使命である「研究成果の最大化」を推進するために、以下、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。	-	-
2	(1)随意契約に関する取組 随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月閣議決定)」において、「一般競争入札を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることのできる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること」との方針が示されたことに基づき、総務省が示す随意契約によることのできる具体的なケースを踏まえ、研究所の研究開発業務の特性を考慮した適切な調達ができただかを検証する。また、多様な調達に対応するため以下の調達方式も活用する。	少額随意契約基準額を超える契約案件に占める競争性のない随意契約となった案件が随意契約として適切なものであったか。また、下記方式の効果も検証する。	入札基準額以上の契約案件に占める競争性のない随意契約は、令和6年度は1,135件(33.1%)、281億円(38.5%)であったが、令和7年度は849件(35.0%)、389億円(25.8%)となり、件数の割合は1.9ポイント増加した。これは、一般競争の手続きに付している調達の中に、随意契約で処理するのが適当なものがないか、仕様内容を精査し、随意契約の事由に該当すると考えられた案件は、随意契約理由等を契約審査委員会で審議の上、妥当と判断されたものは随意契約に変更するなど、案件の特性に応じて、適切な契約方式を採用した結果と考えている。 入札基準額以上の競争性のない随意契約については、すべての案件について契約審査委員会による事前審査を実施し、研究所の研究開発業務の特性を考慮した適切な調達できた。
3	①企画競争方式 発注する業務に関する企画提案や技術提案を広く公募し、その提案内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約相手として選定する企画競争を実施する。	随意契約における企画競争方式を実施した結果、提案内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約相手とできたか具体的事例をもって検証する。	企画競争方式の実施件数は13件(うち9件は複数者の応募)であった。企画競争方式を採用することで、提案内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約相手として選定することができた。 例としては、「JHPC-quantum プロジェクトPR 動画制作」について14者の応募があり、実際に動画の構成や演出案や実施体制を審査を行った。その結果、最も優れた者を契約相手とすることができ、当該PR動画をプロジェクトの内容やその意義が効果的に分かりやすく伝わるようなものにすることができた。 また、「光量子工学研究センタービデオコンテンツ作成」についても8者の応募があり、提案に対する評価を行った。その結果、最も優れた者を契約相手として選定することができ、新しく定義したグループのミッションや目的を紹介するビデオコンテンツを製作することができた。
4	②随意契約の事前確認公募方式 専門知識や経験、特殊な技術等が不可欠な案件について、特定の者との随意契約による契約を締結する場合に、事前に案件の仕様書を公表して、業務の実施に必要な要件を明示することで、契約締結を予定している者以外で当該業務を実施することができる者の有無を確認することにより、競争性及び透明性を確保する。	随意契約の事前確認公募を実施した件数、また、随意契約の事前確認公募を実施した結果入札へ移行することとなった件数等を把握するなど、競争性及び透明性が確保できたか検証する。	随意契約事前確認公募方式の実施件数は14件であった。このうち11件において、他者が案件に興味を示し、調達ホームページ上から資料をダウンロードしており、透明性、競争性の観点から事前確認公募を実施した効果があった。なお、他者からの参加意思表示によって入札へ移行した案件はなかった。

NO.	計画	評価指標	自己評価
5	(2)一者応札・一者応募に関する取組	競争入札に占める一者応札・応募の件数等を、以下の施策を着実に実施することで低減に努める。また、以下の施策の効果を検証する。	一者応札案件は、令和6年度は1,876件(81.8%)、329億円(73.9%)であったが、令和7年度は1,273件(81.2%)、608億円(55.6%)となり、件数の割合は0.6ポイント改善した。理研は独創的・先端的な研究機関であり、最新の技術を取り入れたものや、世界最高水準の高度な技術を要求することから、対応できる業者が限られることが多いという事情もあり、令和4年度まで一者応札率が微増傾向であったが、従来からの取組に加え、調達担当者が業者を探して声掛けを行う取組を継続実施したことにより、令和5年度から減少傾向に転じており3年連続での改善となっている。
6	①調達情報公開の継続 入札希望者が調達内容の詳細を容易に取得できるように理研のホームページ上に調達情報を掲載し、仕様書等をダウンロードできるようにしている。 また、希望する業者に対しては、入札情報の自動配信サービスも実施している。 今後も入札希望者が調達内容を把握できるよう調達情報の公開に努めていく。	ホームページ上に調達情報の掲載を行ったか。入札情報の自動配信サービスを実施したことでの業者からの関心等効果の検証	入札公告及び随契公募は、Web公開を100%実施した。入札情報の自動配信サービスの活用により、訪問頻度の少ない業者でも入札情報の入手が容易となり、業者が応札可能性のある案件を見落とさないようにしている。これにより資料のダウンロードや検討機会も多くなり、関心の高さが維持されていると考えている。なお、来所した業者には、可能な範囲で入札情報の自動配信サービスの活用を促している。
7	②公正性、競争性の担保 調達要求元が仕様書を作成する際に、過度な制限や一者偏重(特化)になることを避け公正性、競争性を担保するために、適正な仕様書の作成を行うよう啓発に努める。	仕様書の作成に関する注意、啓発等の回数	各地区で開催している新入オリエンテーション、就業説明会等において仕様書の作成に関する注意、啓発等、また官製談合等の不正に関する注意も行っている。令和7年度の実施回数は7回(和光地区1回、筑波地区1回、神戸地区2回、播磨地区3回)である。筑波地区、横浜地区では説明資料の動画をホームページに掲載し、人事課より新入職員へ動画視聴を案内しており、随時視聴できるようにしている。さらに、e-ラーニングシステムによる契約に関する研修や所内向けホームページにおいて仕様書の作成に関する注意、啓発等も行った。仕様書の内容については、要求元が作成した仕様書を推進室等の事務部門でも確認しており、限定的な仕様とならないように指導した。
8	③入札参加要件の緩和 競争参加者に対して求める実績については、調達対象分野における経験及び技術力の確保を目的とした実績要件から、可能な範囲で必要最低限の経験及び技術力の確保を実績要件とするよう緩和に努める。	入札参加の緩和を行った件数	物品・役務において、500万円以上の入札に参加するには、A等級、B等級又はC等級の資格が必要だが、これをD等級まで緩和した案件は、500万円以上の物品・役務の競争入札961件のうち72件(7.5%)、またD等級を含む2者以上の応札となった案件は12件であった。引き続き、可能な範囲で入札参加の要件を緩和し、入札における競争性を確保するよう努めている。 なお、労働者派遣契約において、客観的指標となる資格を有している者がいない派遣会社も、入札への参加をしやすいするために、仕様書において「同程度の知識と技術を有する者」などの代替要件の提示を行っている。

NO.	計画	評価指標	自己評価
9	④公告期間の確保 理研の契約事務取扱細則においては、「一般競争に付そうとするときは、入札期日の前日から起算して少なくとも10日以前に揭示、その他の方法により公告するものとする。」と定められているが、実際には、「止むを得ない場合を除き、業務日で10日以前に公告する。」こととして、応札者が十分な準備期間を確保できるよう配慮している。 今年度も引き続き、案件ごとの特殊性も考慮の上、より適切な公告期間の確保に努める。	公告期間を業務日で10日を超えて公告期間を確保した件数、業務日で10日間とした件数、公告期間の短縮を行った件数を比較しより長く確保したか検証する。	理研の規程では「入札期日の前日から起算して少なくとも10日以前に揭示、その他の方法により公告するものとする。ただし、急を要する場合においては、入札に支障のない範囲でその期間を5日まで短縮することができる」と定められており、土日祝日を含めた暦日で10日の公告期間を設ければよいこととなっているが、公告期間を長く確保するため、これを土日祝日を含まない業務日で10日以上を設けることとして運用している。 令和7年度において、業務日で10日超の公告期間を設けた件数は1,150件、業務日で10日とした件数は91件であった。一方、緊急性の理由で、暦日で10日より短縮した件数は2件あったが、多くの案件で適切な公告期間が確保できた。
10	(3)単価契約及び一括契約の締結促進の取組 随意契約の件数を削減し、効率的な予算執行を実施するため、消耗品や耐久消費財、役務等について、単価契約及び一括契約の締結を促進するとともに、調達集約効果による事務業務の負担軽減を目指す。	単価契約及び一括契約による調達を業務効率の向上につながるように検討した上で実施し、効果について検証する。	新規の単価契約や一括契約については、業務効率の向上につながるかを検討した上で拡大に努めるべく、全地区で取り組んでいる。 令和7年度の単価契約は、全体で202件であり、このうち新規分は10件（AI for Science 基盤モデルの研究利用のためのクラウドサービスの利用（単価契約）[和光地区]、筑波地区、横浜地区における解析用の試薬等の単価契約）であった。また、コピー用紙の単価契約については、全理研で一括で契約している。 これら単価契約及び一括契約の締結促進の取組により、入札等に係る作業の集約・削減や数量変動等に伴う手続きの省力化ができ、事務効率の向上につながっている。
11	(4)Web調達の活用 少額で購入頻度の高い消耗品等の調達については、発注手続きの効率化に資するものとして、近年発達してきたWeb調達が挙げられる。 Web調達については、全所で利用可能となっていることから、これを活用することにより、調達の簡素化等業務の効率化を目指す。	Web調達の活用により調達の簡素化等業務が効率化されたか検証する。	Web調達については、理研全体で最も調達件数の多い30万円以下の物品購入で利用できるようになっている。伝票数は、令和6年度は25,532件であったが、令和7年度は26,820件で5.0%と大幅に増加し、Web調達の利用が拡大していることが確認された。 Web調達は、通常の発注に比べ発注時の見積書取得と伝票起票の手間が省かれるだけでなく、調達部署から業者への発注手続きもWebで行われるため、調達の簡素化・効率化が推進された。
12	(5)ICT(情報通信技術)の活用 契約依頼、調達手続き、納品確認など一連の契約手続きの各段階でICTを活用することで、契約手続きの効率化、及び調達業務に係る新しい働き方改革の実現を目指す。	契約手続きの効率化と働き方改革への貢献について検証する。	契約決裁書類の原則オンライン化により、起案者・決裁ルートの方・決裁権者ともに、場所を選ばずに起案・決裁処理ができるようになり、在宅勤務で対応可能な業務範囲が広がるなど新しい働き方を継続実施した。また、書類作成時に過去の契約書や稟議書を確認する場合、端末から即座に参照でき、在宅勤務の際にも必要な資料を容易に入手することが可能となり、契約手続きの効率化と働き方改革への貢献に一定の効果が確認できた。 また、「契約管理システム」を導入し、台帳機能としてだけでなく、契約書ひな型をはじめ、入札公告記事等調達業務に必要な各種帳票を出力できるようになり、作業効率が向上した。

NO.	計画	評価指標	自己評価
13	3.調達に関するガバナンスの徹底	-	-
14	(1)発注権限の遵守 理研においては原則としてすべての発注は契約担当部署から行う。	原則として、全ての発注は、契約担当部署からの発注としたか。	会計規程等に沿った調達手続きを定め徹底することにより、少額案件も含め全ての契約案件について契約担当部署から発注を行っている。
15	(2)随意契約に関する内部統制の確立 少額随意契約基準額を超える随意契約案件については、事前に契約審査委員会において、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との合規性の観点から適否の審査を受ける。	少額随意契約基準額を超える競争性のない随意契約について、全件契約審査委員会の審査を実施したか。	少額随意契約基準額を超える競争性のない随意契約については、すべて契約審査委員会による事前審査を実施した。
16	(3)契約担当部署による納品確認の徹底 検収にあたっては、契約担当部署（納品確認センター及び納品確認スタッフ）による納品確認を実施しており、不正防止の観点からこれを確実に実施する。	物品の納品にあたって、確実に納品確認を行ったか。	会計規程等に沿った納品確認の手続きを定め徹底することにより、要求元以外の契約担当部署による納品確認を実施している。従来より納品確認センター及び訪問による納品確認を実施しているが、遠隔地の納品などで一部やむを得ない場合は、電子メール等で受領した画像データによる納品確認も確実に実施した。
17	(4)公的研究費の不正使用防止のための取組 研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、調達手続の枠組みを契約担当部署で共有するとともに、所内へ周知徹底する。	契約担当部署間で共有を行ったか。所内へ周知を行ったか。	研究費の不正使用防止として、新入職員オリエンテーション等で研究費の正しい執行について周知を行うとともに、e-ラーニングにより研修を実施している。また、各地区の調達担当部署が1つの調達部となったことと取りまとめる企画課が設置され、情報の集約及び周知の徹底がより図られた。